

平成 28 年度 第 1 回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成 28 年 5 月 31 日(火)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	委員長 代理 大島 千賀子 (税理士) 委 員 若井 明彦 (大学教授)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、市民生活部長、都市整備部長、水道局長 他約 20 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である大島委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) (1) 平成 27 年度下半期に発注した工事 143 件、測量・コンサルタント等の委託 9 件の中から 8 件を抽出し、審議の優先順位を付した。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の委員会の抽出委員について 次期委員が決定後に調整することとなった。</p> <p>4. その他 (1) 次回会議は、平成 28 年 12 月を予定し、次期委員が決定後に調整することとなった。</p>

委員	事務局
<p>1. 随意契約（1者随契）</p> <p>粗大ごみクレーンバケット修繕 機械器具設置工事 <担当 清掃センター> <工事概要></p> <p>粗大ごみ用クレーン用バケット 都市ごみ用(比重 0.3t/m³) 内容量 2.0m³ 5本 爪 3φAC400V 50Hz</p> <p>○プラントメーカーに修繕を依頼するのが、コストも安く、信頼性も高い方法である。落札率は100%に近いが、メーカーに聞かないと価格がわからないものなので、この場合はあまり意味がないだろう。高くついたのではないことの説明として、この施設の専用品で性能保証が必要ということは妥当である。無理をして相見積を取ることはできるだろうが、少し安くなっても知らないところで不整合が生じる心配もある。</p> <p>○特殊品については、いろいろな業者が入ると、何かあったときの心配があり、メーカーに依頼するのがいいだろう。1者随契の場合は、落札率が高くなる傾向なのか。</p> <p>2. 指名競争入札</p> <p>舗装道補修工事 舗装工事 <担当 土木課> <工事概要></p> <p>本箇所につきましては、舗装が老朽化したことにより通行に支障を来しているため、舗装道補修工事を実施したものであります。</p>	<p>●メーカーが施設に合わせて作った特殊品となるため、労務単価等を除き、発注側で設計をすることができず、見積をベースとしていることから落札率が高くなっています。他社から相見積を取るという考え方もありますが、このバケットがある工程は1ラインしかなく、予備がないため、施工している間は停止することになります。短期間で竣工させ、安全性や適合性を確保するためには、メーカーに依頼せざるを得ないものと考えています。</p>

施工延長 L=100.0m

舗装工 A=517.5m²

○予定価格は事前公表か。

○舗装の老朽化ということだが、道路の状態はどのようにして把握するのか。

3. 指名競争入札

道路改良工事

土木工事 <担当 土木課>

<工事概要>

本箇所につきましては、地元からの要望により平成27年度から継続事業として道路改良工事を実施しているものであります。

施工延長 L=97.5m

L型側溝工 L=39.4m

擁壁工 L=72.4m

路盤工 A=471.2m²

転落防止柵 L=72.0m ※ L=延長、A=面積

○変更契約について説明してほしい。

○継続事業とのことだが、どのような計画で実施しているのか。

4. 指名競争入札

桐生市市営住宅新川団地79-A棟外壁及び防水改修工事

建築工事 <担当 建築住宅課>

●はい。

●今回のケースでは、市民からの要望を伺い、アスファルトの状態が悪く、通行に支障があると判断して施工しました。一般的な情報収集としては、月2回道路パトロールを行い、市道をチェックするほか、危険箇所は随時見回っております。

●契約後、施工していく中で、継続工事との取り合いなど、現場の状況により、工事を減らすこととなりました。このため、設計額が当初よりも減額となるので、これに請負比率を乗じた額だけ減額の変更契約をしました。

●平成27年度から4か年計画で実施しています。下水道工事に伴って道幅が広がり、車両が通行できるよう道路改良を行っています。

<工事概要>

外壁改修工事 2,007m²

屋上防水工事 496m²

ベランダ防水改修工事 241m²

○変更契約は、落札後に現場の状況により行ったものか。

○この工事は、最初にB等級の業者で条件付き一般競争入札を行い、中止になった後でA等級の業者を指名している。対象業者の等級は変更できるのか。

○入札が中止になった場合、異なる方式で改めて入札を行うのか。

5. 条件付き一般競争入札

桐生市黒保根支所庁舎太陽光発電・蓄電設備設置工事

電気工事 <担当 建築住宅課>

<工事概要>

太陽光発電設備工事(発電容量 20kW) 1 式

蓄電設備工事(15kWh 蓄電システム) 2 台

電気設備工事 1 式

○既製品を取り付けるような工事では、長期的に使用するうえでのリスク対策が必要になるが、契約の段階では考えられているのか。

○定量的な保証があれば、中長期的なリスク対策として分かりやすい。

●そのとおりです。

●この工事は、設計金額の要件によりB等級の業者に発注するものですが、公告に対し1者も参加申請がなかったため、入札が中止となりました。B等級の業者を改めて指名しても同様の結果が予想されるため、対象の等級を変える必要があります。工事の規模を考えると、C等級に下げるのは適当でないため、より技術力のあるA等級の業者を指名しました。

●状況によりますが、落札されなかった原因が金額や技術的な問題の場合、設計し直して、新たに発注することになります。

●契約の段階では2年保証ですが、この太陽光パネルについては保証書があり、20年保証となります。10年までは出力81%、20年までは出力72%の保証となっております。

○桐生市では、このような太陽光発電は行っているのか。

○現在あるものは順調に稼動しているか。

6. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事（面整備事業）

土木工事 <担当 下水道課>

<工事概要>

φ200mm 管布設工 L=216.5m

マンホール設置工 7箇所

汚水樹設置工 13箇所

付帯工 1式 ※φ=口径、L=延長

7. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事（面整備事業）

土木工事 <担当 下水道課>

<工事概要>

φ200 mm管布設工 L=151.0m

マンホール設置工 4箇所

汚水樹設置工 11箇所

付帯工 1式 ※φ=口径、L=延長

○6と7は同様の案件であるため、一括して審議したい。

○6の契約の変更について、設計額は予定価格の積算根拠となる額で、予定価格満額であればこれだけ変更になるが、実際にはより低い価格で落札されているので、落札率に応じて契約額を変更するということか。

○6の工事は応札したのが1者のみであるが、7の工事では多数応札し、落札業者はかなり低価格で応札している。ほぼ同時期で同種の工事だが、工事場所によって入札経過が大きく異なる

●現在は多くはありませんが、学校等の屋上に太陽光パネルを設置する契約を環境課で行っており、今後は増える見込みです。

●現在、桐生市では大規模な発電をしていませんが、今後、学校に設置されることとなります。

●そのとおりです。

●6の工事は近隣に民家が多い場所ですが、7の工事は分譲住宅地で、まだ更地の状態であるため、掘削のしやすさにより、差が出たと考えられます。また、業者数が減る中、国や県の発注予定

のはどうしてか。

8. 指名競争入札

特環 新里污水管渠実施設計業務委託

土木関係建設コンサルタント <担当 下水道課>

<工事概要>

污水管渠実施設計業務委託（開削） L=540m

※ L=延長

○委託には最低制限価格がないが、雑な仕事をされないためには、ある程度下限があってもよいのではないか。品質確保の面で、落札率が低くても問題ないか。

を見て業者が工事を選んでいると考えられます。

●検収検査をすることで手抜きをされることはなく、工事と違い壊れるものでもなく、下請けの問題もないため、品質面では問題ありません。過去には最低制限価格での応札が多かったため、より低価格で落札できると考えられ、入札監視委員会や指名選考委員会での審議を経て、平成20年度に廃止しました。